

石川県公報

平成 28 年 3 月 25 日（金曜日）

号 外

（第 25 号）

目 次

目	次
議 会	
○石川県議会が管理する公文書の公開等に関する規程及び石川県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程	1
選挙管理委員会	
○石川県選挙管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正	2
○石川県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正	2
○政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部改正	3
監査委員	
○石川県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程及び石川県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正	3
労働委員会	
○石川県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程及び石川県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正	4
石川海区漁業調整委員会	
○石川海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程及び石川海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正	6
内水面漁場管理委員会	
○石川県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程及び石川県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正	6
収用委員会	
○石川県収用委員会が管理する公文書の公開等に関する規程及び石川県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正	7

議 会

石川県議会が管理する公文書の公開等に関する規程及び石川県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

石川県議会議長 中 村 勲

石川県議会規程第一号

石川県議会が管理する公文書の公開等に関する規程及び石川県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

（石川県議会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正）

第一条 石川県議会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十二年石川県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号から別記様式第六号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第十一号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日以内に」を「3箇月以内に」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意2ただし書中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第十二号中「公開決定等に」を「公開決定等
公開請求に係る不作為」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（石川県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正）

第二条 石川県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成十七年石川県議会規程第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号から別記様式第七号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を

「3箇月」を「異議申立て」や「審査請求」を「対する決定」や「対する裁決」に改める。
 別記様式第11号注釈1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日以内に」や「3箇月以内に、」を「異議申立て」を「審査請求」に改め、「異議申立て」や「審査請求」を「決定」や「裁決」に改める。

別記様式第11号及び別記様式第11-1号中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」や「3箇月」を「異議申立て」や「審査請求」を「対する決定」や「対する裁決」に改める。

別記様式第11-1号中「開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に」を

「
 開示決定等
 訂正決定等
 利用停止決定等
 開示請求に係る不作為
 訂正請求に係る不作為
 利用停止請求に係る不作為
 」に

を「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第12号

石川県選挙管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成13年石川県選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

別記様式第3号から別記様式第6号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第11号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日以内に」を「3箇月以内に、」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に改め、「が、公開を実施する日までに異議申立てがされないときは、あなた（貴 ）に関する情報が公開されます」を削り、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「注意1及び2」を「審査請求」に改める。

別記様式第12号中「公開決定等に」を「
 公開決定等
 公開請求に係る不作為
 」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

石川県選挙管理委員会告示第13号

石川県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成15年石川県選挙管理委員会告示第75号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

別記様式第4号から別記様式第7号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第13号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日以内に」を「3箇月以内に、」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に改め、「が、開示を実施する日までに異議申立てがされないときは、あなた（貴 ）に関する個人情報が開示されます」を削り、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「注意1及び2」を「審査請求」に改める。

別記様式第16号及び別記様式第22号中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第25号中「開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に」を

「開示決定等 訂正決定等 利用停止決定等 開示請求に係る不作為 訂正請求に係る不作為 利用停止請求に係る不作為」	に に、「不
---	--------

服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

石川県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成22年石川県選挙管理委員会告示第110号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

別記様式第4号及び別記様式第5号中「60日」を「3箇月」に、「6ヶ月」を「6箇月」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

監 査 委 員

石川県監査委員規程第1号

石川県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程（平成13年石川県監査委員規程第1号）及び石川県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成15年石川県監査委員規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石 川 県 監 査 委 員

（石川県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正）

第1条 石川県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式第3号から別記様式第6号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第11号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第12号中「公開決定等に」を「

公開決定等 公開請求に係る不作為

」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（石川県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正）

第2条 石川県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式第4号から別記様式第7号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第13号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第16号及び別記様式第22号中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第25号中「開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に」を

「
開示決定等
訂正決定等
利用停止決定等
開示請求に係る不作為
訂正請求に係る不作為
利用停止請求に係る不作為」に に、

「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

労 働 委 員 会

石川県労働委員会告示第1号

石川県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成13年石川県地方労働委員会告示第1号）及び石川県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成15年石川県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石 川 県 労 働 委 員 会

（石川県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正）

第1条 石川県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「担当課」を「事務局電話番号」に改め、「(電話番号)」を削る。

別記様式第3号から別記様式第6号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第11号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第12号中「公開決定等に」を「
公開決定等
公開請求に係る不作為」に に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（石川県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正）

第2条 石川県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「担当課 (電話番号)」を

「事務局電話番号」に改める。

別記様式第3号中「担当課 (電話番号)」を

「事務局電話番号」に改め、同様式注意3

中「担当課」を「事務局」に改める。

別記様式第4号中「担当課 (電話番号)」を

「事務局電話番号」に改め、「、行政不服審

査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式注意3中「担当課」を「事務局」に改める。

別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「担当課」を「事務局電話番号」に改め、「(電話番号)」及び「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、

「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第 8 号及び別記様式第 9 号中「担当課」を「事務局電話番号」に改め、「(電話番号)」を削る。

別記様式第 10 号中 「担 当 課 (電話番号)」を

「労働委員会事務局 (電話番号)」に改める。

別記様式第 11 号中 「意見書の提出先 (担 当 課) (電話番号)」を

「意見書の提出先 労働委員会事務局 (電話番号)」に改める。

別記様式第 12 号中「(担当課)」を削る。

別記様式第 13 号中「担当課」を「事務局電話番号」に改め、「(電話番号)」を削り、同様式注意 1 中「、行政不服審査法第 6 条の規定により」を削り、「60日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意 2 中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第 14 号中 「担 当 課 (電話番号)」を

「事務局電話番号」に改める。

別記様式第 15 号中「担当課」を「事務局電話番号」に改め、「(電話番号)」を削る。

別記様式第 16 号中「担当課」を「事務局電話番号」に改め、「(電話番号)」及び「、行政不服審査法第 6 条の規定により」を削り、「60日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第 17 号及び別記様式第 18 号中「担当課」を「事務局電話番号」に改め、「(電話番号)」を削る。

別記様式第 19 号中 「担 当 課 (電話番号)」を

「労働委員会事務局 (電話番号)」に改める。

別記様式第 20 号中 「担 当 課 (電話番号)」を

「事務局電話番号」に改める。

別記様式第 21 号中「担当課」を「事務局電話番号」に改め、「(電話番号)」を削る。

別記様式第 22 号中「担当課」を「事務局電話番号」に改め、「(電話番号)」及び「、行政不服審査法第 6 条の規定により」を削り、「60日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第 23 号及び別記様式第 24 号中「担当課」を「事務局電話番号」に改め、「(電話番号)」を削る。

別記様式第 25 号中「開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に」を 「開示決定等 訂正決定等 利用停止決定等 開示請求に係る不作為 訂正請求に係る不作為 利用停止請求に係る不作為」 に に、

「不服申立て」を「審査請求」に、「担当課」を「事務局電話番号」に改め、「(電話番号)」を削る。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

石川海区漁業調整委員会

石川海区漁業調整委員会規程第1号

石川海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成13年石川海区漁業調整委員会規程第1号）及び石川海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成15年石川海区漁業調整委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石川海区漁業調整委員会

（石川海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正）

第1条 石川海区漁業調整委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式第3号から別記様式第6号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第11号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第12号中「公開決定等に」を「 $\left[\begin{array}{l} \text{公開決定等} \\ \text{公開請求に係る不作為} \end{array} \right]$ 」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（石川海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正）

第2条 石川海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式第4号から別記様式第7号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第13号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第16号及び別記様式第22号中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第25号中「開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に」を「 $\left[\begin{array}{l} \text{開示決定等} \\ \text{訂正決定等} \\ \text{利用停止決定等} \\ \text{開示請求に係る不作為} \\ \text{訂正請求に係る不作為} \\ \text{利用停止請求に係る不作為} \end{array} \right]$ 」に、

「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会規程第1号

石川県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成13年石川県内水面漁場管理委員会規程第1号）及び石川県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成15年石川県内水面漁場管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

石川県内水面漁場管理委員会

（石川県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正）

第1条 石川県内水面漁場管理委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号から別記様式第 6 号までの規定中「、行政不服審査法第 6 条の規定により」を削り、「60日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第 11 号注意 1 中「、行政不服審査法第 6 条の規定により」を削り、「60日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意 2 中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第 12 号中「公開決定等に」を「

公開決定等
公開請求に係る不作為

」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(石川県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第 2 条 石川県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式第 4 号から別記様式第 7 号までの規定中「、行政不服審査法第 6 条の規定により」を削り、「60日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第 13 号注意 1 中「、行政不服審査法第 6 条の規定により」を削り、「60日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注意 2 中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第 16 号及び別記様式第 22 号中「、行政不服審査法第 6 条の規定により」を削り、「60日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第 25 号中「開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に」を「

開示決定等
訂正決定等
利用停止決定等
開示請求に係る不作為
訂正請求に係る不作為
利用停止請求に係る不作為

」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

収 用 委 員 会

石川県収用委員会規程第 1 号

石川県収用委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成 13 年石川県収用委員会規程第 1 号）及び石川県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成 15 年石川県収用委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 25 日

石 川 県 収 用 委 員 会

(石川県収用委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正)

第 1 条 石川県収用委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号から別記様式第 6 号までの規定中「、行政不服審査法第 6 条の規定により」を削り、「60日」を「3 箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第 11 号注意 1 中「、行政不服審査法第 6 条の規定により」を削り、「60日以内に」を「3 箇月以内に、」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に改め、「が、公開を実施する日までに異議申立てがされないときは、あなた（貴 ）に関する情報が公開されます」を削り、同様式注意 2 中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「注意 1 及び 2」を「審査請求」に改める。

別記様式第 12 号中「公開決定等に」を「

公開決定等
公開請求に係る不作為

」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(石川県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部改正)

第 2 条 石川県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を次のように改正する。

別記様式第4号から別記様式第7号までの規定中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第13号注意1中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日以内に」を「3箇月以内に、」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に改め、「が、開示を実施する日までに異議申立てがされないときは、あなた（貴 ）に関する個人情報が開示されます」を削り、同様式注意2中「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改め、同様式備考中「注意1及び2」を「審査請求」に改める。

別記様式第16号及び別記様式第22号中「、行政不服審査法第6条の規定により」を削り、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

別記様式第25号中「開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等に」を

「
 開示決定等
 訂正決定等
 利用停止決定等
 開示請求に係る不作為
 訂正請求に係る不作為
 利用停止請求に係る不作為
 」に に、

「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。